

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置	
税 目	法人税、所得税 （租特法第 10 条の 2 の 3、第 42 条の 5 の 2、第 68 条の 10 の 2、施行令第 5 条の 4 の 2、第 27 条の 5 の 2、第 39 条の 40 の 2、財務省告示第 219 号）	
要 望 の 内 容	<p>【現行制度】 グリーン投資減税：エネルギー環境負荷低減推進設備を取得した場合には、30%の特別償却（中小企業者等は 7%の税額控除との選択が可能）ができる。</p> <p>【要望内容】 エネルギー環境負荷低減推進設備のうち再生可能エネルギー発電設備について、初年度即時償却を認める。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 3,942 百万円 （▲ 28,100 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現する。</p> <p>エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、「一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。」と記載。</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月26日成立）附帯決議において、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」と記載。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>グリーン投資減税は、平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、エネルギー安定供給の確保と低炭素成長社会の実現を目指すため、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資（グリーン投資）を重点的に支援する制度として創設され、平成23年6月30日施行。</p> <p>一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、再生可能エネルギーのより一層の導入拡大が不可欠。また、平成23年5月に開催されたG8ドーヴィル・サミットでの総理発言「発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。」とあるように総理からも強い決意が表明されたところ。</p> <p>このような状況変化を受けて、エネルギー基本計画も見直されることとなっており、再生可能エネルギーの目標（これまでは、2020年に10%（一次エネルギーベース）、2030年に約20%（発電量ベース）が、再生可能エネルギーの目標）も深掘りされることが必須となっている。</p> <p>今般、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）が第177回通常国会にて成立し、同法案の附帯決議において、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」が明記。また、買取価格の設定に当たっては過重なものとならないよう配慮が求められており（法3条4項）、このような法の趣旨等を踏まえ、法制度による支援だけでなく、税制上の措置も含めた複合的な支援の必要性が求められている。特に、再生可能エネルギー利用設備は初期負担が高いことが普及の課題であり、ランニングコストの支援だけでなく、初期投資負担の軽減策をあわせた複合的な支援が効果的。</p> <p>また、集中的な支援による早期のコスト削減を図ることが限られた政策資源の有効活用の点からも望ましいところ。特に、太陽光発電や風力発電は、再生可能エネルギー発電設備の中でも、ポテンシャルも大きく、産業政策的にも大きな効果が期待され、政策的な重点投資が望まれているところである。</p> <p>以上により、固定価格買取制度の導入にあわせて、即時償却による税制優遇措置という重点措置を追加することで、集中的な施策投入を図り、再生可能エネルギー発電設備のコスト低減を拡大させ、普及促進を図る。</p>		
	今 回	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け

		<p>政策の達成目標</p>	<p>○エネルギー基本計画 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。</p> <p>○G8ドーヴィル・サミット総理発言 発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>適用期間： 平成24年4月1日～平成26年3月31日までの2年間</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>再生可能エネルギーについては、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすること及び発電電力量に占める自然エネルギーの割合を2020年代のできるだけ早い時期に少なくとも20%を超える水準となるよう取り組む。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>新エネルギー導入量の推移 (原油換算：万kl、目標：2020年度 2,455万kl) 2005年度 1,160万kl 2006年度 1,262万kl 2007年度 1,293万kl 2008年度 1,307万kl 2009年度 1,282万kl (出展：各種統計資料より経済産業省集計)</p> <p>太陽光発電導入量の推移 (発電出力：kW、目標：2020年度 2,865万kW) 2005年度 142.2万kW 2006年度 170.9万kW 2007年度 191.9万kW 2008年度 214.4万kW 2009年度 262.7万kW (出展：太陽光発電協会)</p> <p>風力発電導入量の推移 (発電出力：kW、目標：2020年度 491万kW) 2005年度 108.5万kW 2006年度 149.1万kW 2007年度 167.5万kW 2008年度 185.0万kW 2009年度 218.6万kW (出展：新エネルギー・産業技術総合開発機構)</p>
	<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>636件 (経済産業省試算)</p>
	<p>有効性</p>	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本措置によりエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。また、本税制導入により、通常よりも再生可能エネルギー導入促進効果の増大が見込まれる。</p>

	当該要望項目以外の税制上の支援措置	太陽光発電設備に係る課税標準の特例（固定資産税）								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>予算：新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金（平成23年度予算：130億円、新規採択は廃止）</p> <p>財政投融资：環境・エネルギー対策貸付（平成22年度貸付実績：29億円）</p> <p>制度：再生可能エネルギーの固定価格買取制度</p>								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>本税制は、再生可能エネルギー発電設備を導入した者に対して、導入初年度に即時償却による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。</p> <p>一方、融資は資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、再生可能エネルギー発電設備の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>また、固定価格買取制度は、再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を、一定の期間・価格で買い取ることで、買取制度適用期間中のキャッシュフローを改善させるもの。</p>								
相当性	要望の措置の妥当性	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、再生可能エネルギーのより一層の導入拡大が不可欠。</p> <p>今般、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）が第177回通常国会にて成立。本法では買取価格の設定に当たっては過重なものとならないよう配慮が求められており（法3条4項）、このような法の趣旨等を踏まえると、法制度による支援だけでなく、税制上の措置も含めた複合的な支援の必要性が求められている。特に、再生可能エネルギー利用設備は初期負担が高いことが普及の課題であり、固定価格買取制度によるランニングコストの支援だけでなく、即時償却制度による初期投資負担の軽減策をあわせた複合的な支援が効果的。</p> <p>また、対象設備を再生可能エネルギー発電設備の中でもポテンシャルが大きく産業政策的にも大きな効果が期待される太陽光発電設備と風力発電設備に限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。</p>								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>グリーン投資減税全体の適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額</th> <th>特償実施額</th> <th>税額控除実施額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>457,300</td> <td>35,624</td> <td>10,984</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:百万円)</p> <p>(見込み)</p> <p>※経済産業省調査</p>		取得価額	特償実施額	税額控除実施額	平成23年度	457,300	35,624	10,984
		取得価額	特償実施額	税額控除実施額						
平成23年度	457,300	35,624	10,984							
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本措置によりエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。また、本税制導入により、通常よりも再生可能エネルギー導入促進効果の増大が見込まれる。</p> <p>特に平成23年度は、設備導入補助制度（新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金）の新規採択が廃止されたことから、導入時の支援制度として本税制の担う役割は非常に大きなものとなっている。</p>									

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○エネルギー基本計画の達成 「エネルギー基本計画」（2010年6月閣議決定）では、地球温暖化対策への内外からの要請が強まる中、CO2削減により重きを置き、①省エネルギーの推進、②非化石エネルギーの導入拡大、③環境負荷の低いエネルギーへの転換といったCO2削減（低炭素化）を実現する。具体的には、「規制・予算・税制・金融措置等の政策を総動員することにより、2030年に我が国におけるエネルギー起源CO2の▲30%程度もしくはそれ以上の削減（90年度比）」を見込んでいたところ。</p> <p>本税制期間中におけるエネルギー環境負荷低減設備の投資額を増加させ、CO2削減効果の高い設備については、「3年間におけるCO2削減効果が1.5万トン以上の効果」、を目指す。全体として、3年間で、約2,000万トンのCO2削減効果を目指す。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本税制措置は、本年度から創設されたため、現時点では目標の達成度は不明。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成23年度 創設</p>	